

平成28年(行ウ)第1号 損害賠償等請求事件

原告 川原敏昭 外16名

被告 武雄市長 小松政

準備書面(7)

2017年11月14日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 東 島 浩 幸

同 半 田 望

同 吉 田 俊 介


本準備書面では、被告準備書面(7)及びその根拠となっている湯浅俊彦氏の意見書(乙24)を田井郁久雄氏の意見書(甲32)及び松岡要氏の意見書(甲35)をもとに批判し、本件初期蔵書購入が債務不履行であることを論ずる。

第1 武雄図書館の特徴と指定管理制度

1 湯浅意見書の概要

湯浅意見書は、図書館を時代区分し、初期の「保存のための図書館の時代」から「開架制と貸出サービス図書館の時代」に変化し、さらに「滞在型図書館の時代」へとなっていると指摘する。

その上で、湯浅氏は、樋渡・前武雄市長の講演レジュメのみを根拠として、武雄図書館は「滞在型図書館」であり、ライフスタイルをジャンルを強化する「ライフスタイル型図書館」である。それとともに、

積極的にレンタルサービスを行う「課題解決型図書館」であると特徴づける。

そして、湯浅氏は、武雄図書館が新館開館後に入場者数が大幅に増加したことを絶賛している。

2 実際の武雄図書館の特徴(その1)

—「滞在型図書館」と「課題解決型図書館」?—

(甲32)

一般的に、「滞在型図書館」とは多くの人が長時間滞在して過ごすことのできる図書館のことであり、座席数が多くて快適にくつろいで過ごすことのできる施設環境と資料が整えられているのが特徴とされる。一つの方向性だが、一方でおしゃれなカフェの役割が過大に重視されたりし、施設への入場者数に比べて肝心の図書館資料の利用が伴わない事例も生じている。

また、「滞在型図書館」と「課題解決型図書館」は不可分に結びついているものでもない。そして、武雄市図書館には「課題解決型図書館」と呼べる実態はほとんどない。「調査研究」「ビジネス支援」「地域資料の充実などを示す報告、数字、実態は何もない。樋渡・前武雄市長ですらそのような性格付けはしていないし、公文書にもなっていない。新館開館以来3年間の報告でなされている年間レンタル件数は1日平均9~23件で非常に少なく、「課題解決型図書館」とは全く言えない。2012年に大量の生活関連の資料も含めて廃棄しつつ、ライフスタイルについて「徹底的に調べる」ためにわざわざ古い資料を選定したことを合理化する湯浅氏の論法は実態とはかけ離れた矛盾だらけの後知恵に過ぎない。

3 おしゃれな図書館と指定管理者制度(甲35)

(1) 武雄市図書館は、スターバックスの珈琲店と同図書館の指定管理者であるCCCの運営するツタヤ書店を同館の前面の約3分の1の面積を占めるように配置され、本来の図書館は後ろ部分に追いや

られている。また、高架式の壁一面の書棚を設け、珈琲店からの眺めでのおしゃれ感を演出している。

ここでは、武雄図書館で指定管理者制度を適用した問題点を論ずる。

- (2) 樋渡・前武雄市長が「9つの市民価値」の実現を図るとしてCCCを指定管理者に指定した。その管理運営の一環として本件の資料の選定・購入が行われたのである。

日本図書館協会は、2012年5月に「武雄市の新・図書館構想について」をまとめ、館内での書籍等の販売活動、「ポイントの付与」、「Tカード」による個人情報の漏出など図書館サービスとは異質なことが指定管理者によって実施される構想であるとして、6点の解明すべき点をまとめた。

この点について、同市長に回答を求めたところ、同市長は市議会では「ひとつひとつ丁寧に申し上げて行きます」と述べるが、一切の回答や説明はない。逆に、同市長はネットで質問をした松岡要氏を「大嘘つき」と記す（2012年6月20日）、などした。

- (3) 政府は、図書館の指定管理者制度の適用について肯定していない。例えば、内閣府経済財政諮問会議で、総務大臣は、以下の理由から

図書館などの指定管理者制度について肯定しないことを表明した（甲35、38）。

ア) 地方団体においては、教育機関・調査研究機関としての重要性や専門性の高い職員を長期に育成確保する必要があるなどから、指定管理者制度を導入しないという意見が多い。

イ) 文科省及び厚生労働省や日本図書館協会などにおいて、業務の専門性、地域ニーズへの対応持続的・継続的運営の観点から各施設の機能を果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。

ウ) 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。

また、指定管理者制度導入のための地方自治法改正審議の国会以降、指定管理図書館問題は30回を数えるが、政府答弁からそれを肯定する発言はない。

- (4) 武雄市図書館のCCCによる指定管理の運用として、Tポイントカードの導入も含め、行政財産の目的外使用ということ（営利活動への使用・利用）が特徴である。図書館施設のメインスペース（入口前面の全体面積の3分の1（もっとも見映えの良いスペース））をCCCの運営する蔦屋書店と、他の運営するスターバックスコーヒーショップへ利用するものである。

図書館サービスを行う指定管理者として立場と図書館内の書店の経営主体としての立場は時に矛盾し、利益相反する。例えば、図書館スペースに古本の実用本を多く並べ、新刊は蔦屋書店にしかないとなれば館外に持ち出したい市民は蔦屋書店から購入するしかない。図書館の本が新しくないことを利用して、蔦屋書店の利益に誘導することができるるのである。本件の古本での古い実用書を数多く購入することは利益相反を生む。また、新武雄図書館は、従来106タイトルの雑誌のバックナンバーを購入していたが、新図書館となって購入雑誌は24タイトルに減り、残りは蔦屋書店においてある約600タイトルの本を館内で読むか、蔦屋書店から購入するしかない（甲41）。これもCCCの営利活動に市民を誘導する手段となっている。

- (5) 武雄市は、指定管理者の「選定基準」「選定手続き」の事前公表「選定理由」の公表、「評価」の実施など「すべてしていない」旨、総務省の2015年調査で明らかにしている。総務省は、指定管理者制度導入に当たって、当初から一貫して市民の意向を踏まえることを強調しているが、武雄市では完全に市民の意向を無視してきたことが分かる。

- (6) 以上から、本件初期蔵書納入問題の問題点の背景には指定管理者制度を使った営利活動の優先という問題があるのである。
- 4 武雄市図書館の利用者が大幅に増加したという湯浅氏の評価について（甲32）

この点、来館者数のカウント・比較の仕方が極めて不適切にされていることを指摘しなければならない。すなわち、改修前は図書館の開架フロア、歴史資料館、企画展示室などイベントのために部屋が分かれており、図書館開架フロア入口を通る人のみが図書館入館者数としてセンサーでカウントされていた。これに対し、改修後は図書館・歴史資料館・蔦屋書店・スターパックスの複合施設となり、建物全体の入り口で入場者数をカウントしている。つまり、改修前は純粹な図書館利用者のみをカウントしていたが、改修後はスターパックスに来ただけの人、ツタヤ書店を利用するだけの人もカウントしているのである。これでは正確な比較はできず、トリックと言わざるを得ない（甲33、34）。

さらに、来館者数も減少し続けており、不公正な比較しかできないが、2016年度では2011年度比で2.69倍まで落ちている（甲34）。

本件は初期蔵書購入問題であるから、資料利用の観点が最も重要なが、その点についても、2016年度の年間個人貸出点数は、旧図書館時代の2011年度と比較し1.23倍、2009年度との比較では1.13倍に過ぎない。開館時間を2倍以上に増やし、年間経常図書館費を約3000万円増やしたにしてはわずかな伸びに過ぎない。巨額の税金の無駄な支出の実態と、1万冊の古本の購入も無駄な経費の支出の一部に過ぎない。

第2 古書について—古すぎて価値がないことと古本—

1 湯浅氏の意見の概要

湯浅氏は、「古いから価値がないことはない」と主張して、「現代用語の基礎知識」「職業別電話帳」などの例を挙げる。そして、湯浅氏は、選書基準として大きく「価値論」と「要求論」のアプローチがあり、「滞在型図書館」では発行年の新旧資料の形態よりも主題を重視する方法論を探る旨主張する。すると、武雄図書館で、「ライフスタイルジャンル」の強化する方針とある主題についての徹底的な収集が入ると、古い資料が入ること自体は一般的な選書の範疇であると主張する。

2 古い本の前提としての「古書」としての購入と調達の問題点

（甲32）

湯浅氏は、「古い本」にも価値がある旨主張するが、本件では、古い本を新刊書店で購入するのではなく、CCCの関連会社のブックオフから古書として購入している。

もともと、本件初期蔵書購入は1万冊を約1958万円（消費税除く）で購入し調達するというものだった。1冊平均1958円であり、市も当然新刊書店で新刊本を購入することを想定していた。それが、他の契約でCCCが設計・構想した書架等のデザイン・工法では安全性が確保できず、追加の書架工事費に約1200万円が流用されたというのである。そうであれば、CCCが責任を負うべき問題であり、武雄市が経費を負担する理由はない。しかし市はその費用をねん出するために初期蔵書購入費を正規の手続きもなしに流用し、約756万円の古本に置き換わったのである。当初予算の20%の予算で、本も予算と同価値の資料が納入できることはありえない。

古本には新刊と違って定まった定価はない。定価のない物を購入する場合、自治体においては納入者が提示した値段が適切かどうか、見積合わせをしたり、第3者に意見を求めたりする手続きが不可欠となる。しかるに、武雄市ではそのような手続きをしておらず、さらに1冊1冊の値段の設定すらCCCに求めず、1万冊全体で756万円と言うどんぶり勘定で支払いをしたものである。価格の公正さすら担保

されていない不正な納入である。

さらに、図書館の書籍資料は市の財産であるのに、1冊1冊の値段すらはっきりしないのであれば、利用者による紛失等の場合の公正な弁償額すらはっきりしないのである。これはすべて定価のない物を価格の公正性を担保しないでどんぶり勘定で納入したツケなのである。

3 図書館の選書として古書を選書することの意味（甲3-2）

図書館の選書とは、一定の予算の範囲で今図書館にとってもっとも必要とされる本を選ぶことである。改築などで再スタートを切るときに、図書館の魅力を高めるために、臨時的な資料費を付けて例年の資料費では購入できなかった資料を購入する。武雄市の本件初期蔵書納入もまさにその場合で、約1958万円の資料費を付けて蔵書の魅力を高めようとした。

しかし、結果は756万円の古本に置き換わった。湯浅氏は「古い資料にも価値がある」というが、問題のすり替えである。今刊行されている新本よりも古本を優先させるだけの価値があるかどうかである。

湯浅氏は「ある主題について徹底的に調べることを選書の重要な観点とする図書館としてライフスタイルジャンルについて古い資料を選んでいるのは理解できる」と述べる。しかし、「ある主題について徹底的に調べる」ためにはその前提として現在購入できる新本は可能な限り購入されていなければならない。しかし、1万冊の古本程度では、すでに古い資料が所蔵されていなければ、「徹底的に調べるため」にはほとんど役立たない。実際、武雄市図書館のライフスタイルジャンルをみても、最新刊や新刊書自体が徹底的に収集されていない。最新版がないのに同じシリーズで古い版の古書を何冊も購入している事例が数多くある。

特に、旅行本、飲食店ガイド等の実用書は、利用者の大多数は最新情報を求めており、最新刊があるのにわざわざ古い本を求める人は極

めて少数に過ぎない。そのような実用本を新刊書以上に優先して購入すべき理由は全くない。

仮に、「ある主題について徹底的に調べる」ために古書を買うのであれば、旅行本であれば5年後ごとにできるだけ古くから集めるべきであるのに、本件の初期蔵書購入ではせいぜい1990年代の終わり以降のものしかない。ある年の間以後の旅行ガイドだけ入れても「徹底的に調べる」ためには役立たず、無駄な支出である。

ライフスタイルジャンルについて、本当に調査研究を目指すのであれば、女性雑誌や生活分野の雑誌のバックナンバーが重要な資料となるが、武雄市図書館では2012年すでに保存していた雑誌のバックナンバーを廃棄しており、「徹底的に調べる」ための古本購入とは全く矛盾する。新刊雑誌にしろ新しい旅行ガイドにしろ館内の蔦屋書店にしかないとなれば、蔦屋書店で新刊を購入する方向に利用者を誘導し、指定管理者としての利益相反行為であるとともに、図書館の基本的な役割の放棄である。

4 新規購入された古本は利用されていない

－一度も貸出をされていない本だけが問題ではない－（甲3-2）

今回の新規購入の1万冊のうち、開館2年半の間に一度も貸出をされなかった図書が1630冊もある。約16%で新館開館に向けて新たに購入した実用書の利用率として驚くほど利用度が低い。開架図書1冊あたりの平均年間貸出回数は2回を少し上回る程度である。同図書館の場合は手が届かない高書架（飾り棚）の大量の本の大多数は貸出ゼロであろう。もともと利用度の高い実用書の貸出件数は全開架図書の中での平均年間貸出回数2回よりも高くないと十分な利用があることは言えず、新規購入の役割を果たしているとは言えない。一度も利用されなかった新規購入図書が16%もあったということは2年半で開架図書全体の平均の5回以下の利用回数の新規購入図書は50%をはるかに超えると推測できる。つまり、1万冊の古本は

貸し出しの増加にたいした貢献をしておらず、利用されていないと言わざるを得ない。

被告は「実用書…について館内の閲覧が多く」貸出しされていないとも問題はないと主張する。しかし、実態を観察すれば、スターバックスなどの席で読まれているのは蔦屋書店の新刊雑誌であり、図書の場合も販売用の新本である。朝・昼・晩のいずれの時間帯でも古い図書館資料を調査研究のために閲覧している様子は全く見ることができない。座席利用者のうち、図書館資料を閲覧していない人の割合が非常に多く、それが武雄図書館の特徴となっている。

5 利用されない古本と高書架（飾り棚）（甲32）

飾り棚の本は原則として利用者自身が手に取ることはできず、その都度職員に頼まなければならぬ。踏み台で手が届く棚であっても落下防止用のバーのため本が非常に取り出しにくい。利用者は敬遠して飾り棚の本はほとんど利用されていない。

1万冊の新規購入本の中でかなりの数の本が飾り棚に配架されている。例えば、ディズニーランド本の多数、「中国株二季報」（2001年～2005年のみ計5冊購入）、複本で購入した小説などである。これらはCCCが最初から利用されない本であることを認めているに等しい。

6 古すぎて新規購入する価値のない本について（甲32）

従前の主張のとおりである。ただし、以下を付加する。

（1）分類007（パソコン等）

これらは76冊購入されているが、内容の性質から最新の本が求められる。最新の本が網羅されているわけではないのに、わざわざ古本を優先的に入れる正当性はない。2012年の廃棄によって50冊のパソコン関係の実用書が廃棄されているのであり、古本でこれらの本を購入することは100パーセント矛盾する行為であり、債務不履行に他ならない。

（2）旅行本

ディズニーランドなどの遊園地ガイド本を合わせると約1400冊の大量の古本が購入されている。古い本を徹底的に調べるために必要な本だというが、逆に最新刊は徹底的には購入されていない。旅行ガイドを利用する圧倒的多数の市民は新しい旅行ガイドを求め、借りて計画を立てたり旅行に携帯したりする。古いガイド本を調査研究に使う人はきわめてまれである。

なお、2012年の大量廃棄の中に大量の旅行・地理関係の本が含まれている（例えば「地球の歩き方」シリーズ）。徹底した調査研究のためには必須の本だったはずである。これも湯浅氏の見解に100%矛盾する事実である。

第3 複本購入（甲32）

- 1 湯浅氏は、武雄は複本購入が少ない図書館として好意的に取り上げられた旨、述べる。
- 2 しかし、武雄図書館の自らの複本基準は原則2冊までとするものであり、どんなに譲っても原則2冊を超える複本の購入には特別な説明がなされなければ、基準を満たさず債務不履行と言わざるをえない。
- 3 さらに言えば、そもそも湯浅氏の見解は複本問題の意味を理解していない。複本は一般論として何冊までなら適正かどうかとされる問題ではない。ある本は数冊購入しても適正がある本は2冊でも不適切な場合もある。どの本についてどのような必要性があって何冊本を入れたかが問題とされるのである。湯浅氏の見解はその点を全く説明していない。

システム全体では年間貸出回数の多寡によって、また分館の有無・数などによって、必要とされる適切な複本数が想定される。武雄図書館は、2013年度以降の年間貸出数は最大だった2013年でも約54万5000点であり、分館は存在しない。この程度の利用度の図

書館では新刊ベストセラーであっても複本2冊まで充分利用者の要求に答えることができる。

選書基準の、原則として複本2冊までとは、「特に必要が認められる場合は2冊までなら認めることができる」という意味であり、その必要性がなければ複本を買うこと自体が不適切である。

4 予約件数から見ても、2冊を超える複本は債務不履行である（甲32）

新武雄図書館は、年間予約件数が2013年度から2015年度まで、8350、8451、8393と推移している。同規模図書館の中で下位の数値である。年間予約貸出率（予約件数／貸出点数）は1.5～1.9%の間であるが、全国の図書館の平均が1.4%であることと比較すると、予約サービスが著しく低調である。

複本は予約件数が多いときに必要とされることは多いが、武雄図書館ではどうか？

最近の事例で、第157回直木賞（2017年上半年）受賞の「月の満ち欠け」は、東京の文京区立図書館では9月26日時点で340件の予約で複本23冊、武雄図書館では予約件数12件で所蔵数は1冊である。最近のベストセラー「90歳、何がめでたい」（佐藤愛子著）は、文京区立図書館で予約件数277件で22冊の複本があるが、武雄図書館では副本2冊で予約件数はゼロである。このことから、新図書館開館に向けて複本は必要とされていない。まして、わざわざ複本を古本で購入する理由などはない。

5 データ登録されていない複本もある（甲32）

No.10025～10034「冷血（上）」「冷血（下）」の各5冊ずつについては、データ登録されているのは上・下巻1冊のみであり、残りの4セットはデータに登録されていない。他にも小説の複本がデータ登録されていないものが多い。これは無駄な複本を購入していることを意味している。

第4 シリーズものの欠落

従来の主張のとおりであるが以下を付加する。

No.8945～8949のマンガの「妖鬼化（ムジャラ）」は1, 12, 5, 6, 7巻の5冊しかない。蔵書検索してみるとデータがない（甲32）。

第5 偏頗な構成について

従前の主張のとおりであるが、以下を付加する。

1 ライフスタイルジャンルと称して特定のジャンルに偏った資料収集を行うという方針は、成文化された武雄市図書館の選書方針に適合していない。もちろん、実用書について最新刊以上に優先して特定の刊行時期に限って古本を数多く購入するのは極めて異例の選書方針であり、その変更について武雄市が十分検討し、成文化した事実もないし、市民に説明した事実もない（甲32）。

第6 上記第3ないし第5に共通する問題点（甲32）

一系列古書店の在庫のみを対象にして売れる見込みのない本も含めて1冊1冊の値段も決めずに一括納入－

1 図書館における選書は、すでにある蔵書の構成と利用状況を考慮しながら、1点1点が慎重に選書されなければならない。

2 しかし、今回の初期蔵書の納入はそのような方法で選ばれていない。CCC系列の古書店からライフスタイルジャンルを主として適当に（いいかげんに）選び取った上で、あとから蔵書検索で重複本の確認をしただけである特徴がある。言いかえれば、当該古書店の在庫品のみが1万冊の選書本の対象だったものであり、通常出版流通している新本も、他の古書店などで販売されている古本もすべて選書の対象外であったのである。1万冊という大量の購入対象を特定の古書店の在庫品に限定するという選書方針は前代未聞である。

3 さらに、重複本の確認もいい加減であり、既に所蔵されている本と

の重複ばかりか、一括購入の古本の中だけでも不要かつ不適切な重複本の購入をしているのである。「埼玉のラーメン本」や「浦和レッズ本」など特定地域に偏った古本を何冊も購入しているのも単にその古書店の棚に特定地域に偏った本が在庫として並んでいたに過ぎない。なお、「浦和レッズ本」はすべて高書架（飾り棚）に配架されており、CCC自身もよく利用されるとは最初から考えていない。

4 古書店の在庫品のうち、売れる見込みのない本を図書館の購入本へ入れ込んでいる形跡も窺われる。完全に過去の内容となっている本や文鮮明の著書などである。古書店では売れない本の価値は廃棄処分費用を考えればゼロ未満のマイナスである。

第7 図書館の自由と「検閲」(甲35、40)

1 湯浅氏の主張の概要

湯浅氏は、

- ① 図書館利用者が図書館の選書・蔵書構成に不満をもち、表明していくことが「図書館の自由」を脅かす可能性があり、「検閲につながるおそれがある」。
- ② 最近起こっているのは指定管理者制度に反対する人々が開館前の選書リストの情報公開請求を行い…点検するといった事態である。これでは「図書館の自由」が形骸化する。

などと主張する。

2 「図書館の自由」の趣旨から湯浅意見を批判する

しかし、「図書館の自由」とは、戦前において図書館が思想導導の手段とされ、市民の思想・良心の自由、知る自由や学習権を侵害してきた歴史に鑑み、図書館の運営が権力の介入や社会的圧力に左右されではないということが基本的趣旨である（甲40）。

それは、第1に権力を有するものからの圧力を想定している。第2に権力以外の社会的圧力も想定はされているが、本件においては、2

ケタの武雄市民からの異議の申立てであるが、これが社会的圧力であるのか？ もともと、「図書館の自由宣言（1979年改訂版）」においては、

- ① 図書館は国民の知る自由を保障する機関として国民のあらゆる資料要求に答えなければならない
 - ② 図書館は自らの責任において作成した収集方針に基づいて資料選択及び収集を行う、
 - ③ 対立する意見のあるものについては様々な観点に立つ資料を幅広く収集することや、図書館員の個人的関心や好みによって選別しないこと
- などを定めるとともに、
- ④ 図書館は成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るように努める

として、市民に対してはその説明責任を果たし、市民の意見や批判に耳を傾け議論を交わすことは市民のための図書館づくりには必要であるという立場を鮮明にしているというべきである（甲40）。

図書館が利用者の意向を捉えることは豊かなコレクション形成にとって必要不可欠なことである（甲35）。湯浅氏の見解は、“自らの意思を持って運営している図書館は、市民の批判に説明もなく受け入れないこと”が図書館の自由だと言っているに等しい。

武雄市図書館においても、図書館の運営に関し、市民を交えた武雄市図書館・歴史資料館設置条例を設置することとなっていること（条例13条）は、そのことを踏まえているといえよう。湯浅氏の上記見解はCCCのやり方に反対する市民は、そのような市民の中には含まれないとでもいうのであろうか？

- 3 「検閲」とは、公権力が表現内容を事前に審査で不適当と認める場合にその表現行為を禁止することを意味する。2ケタの市民が図書購入行為及び配架のちになって、選書が不適切だ、債務不履行だと異

議を述べているのが本件である。すると、本件が上記の「検閲」に当たらないことは明らかであり、湯浅氏の見解は明らかに虚偽である。

なお、CCCによる指定管理により、他の自治体では市民からの異議に対応するため、教育委員会事務局が選書チェックをする自体が発生している。これこそが、CCCの選書を公権力である教育委員会が事前に審査し場合によっては事前の禁止をするのであれば、検閲と言われる場合があろうかとも思われる。しかし、ここまで公権力が介入しなければならない指定管理者制度導入に何の意味があるのか？指定管理者制度が、選書基準等を誠実に守り選書するということをしないために図書館を破壊している一側面である。

4 いずれにしても、湯浅氏の「図書館の自由」を脅かすとの批判は全く当たらない。

以上